

福岡県災害支援ナース派遣実施要領

（目的）

第1条 この要領は、福岡県災害支援ナース派遣要綱（以下「要綱」という。）に基づく災害支援ナースによる看護支援活動の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協定書）

第2条 要綱第3条の協定は、「福岡県災害支援ナースの派遣に関する協定」（別添）によることとする。

（派遣要請及び派遣等）

- 第3条 要綱第6条第1項の規定による派遣要請は、災害支援ナース派遣照会（様式第1号）により県から協定締結医療機関に照会し、調整の上、行うものとする。
- 2 派遣照会を受けた協定締結医療機関は、災害支援ナースを派遣可能な場合は、災害支援ナース派遣可能者リスト（様式第2号）を作成し、県に送付するものとする。
- 3 県は、災害支援ナース派遣可能者リストを参考に災害支援ナース派遣シフト表（様式第3号）を作成し、派遣先等に送付するとともに、協定締結医療機関に災害支援ナース派遣要請書（様式第4号）を送付するものとする。
- 4 要綱第6条第4項の報告は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力し、派遣先での災害支援ナースの活動状況に応じて更新すること又は県が指定する方法（電子メール、FAX等）をもって行うものとする。

（災害発生時の看護支援活動）

- 第4条 要綱第7条第1項第1号に掲げる活動は、災害発生後3日以降から1か月間を目安とし、個々の災害支援ナースの活動期間は、原則として、出発地から派遣先までの移動を含めた3泊4日とする。
- 2 要綱第7条第1項第1号の災害発生時の派遣先は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む。）等とする。

（新興感染症発生時の看護支援活動）

第5条 要綱第7条第1項第2号の感染症発生時における災害支援ナースの活動は、流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）を目安とし、個々の災害支援ナースの活動期間は、出発地から派遣先までの移動を含めた2週間を目安とし、必要に応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に

含めることとする。

- 2 要綱第7条第1項第2号の感染症発生時の活動場所は、原則として、感染症の拡大又はまん延により支援が必要な医療機関、社会福祉施設、宿泊療養施設等とする。

(活動場所までの移動及び災害発生時の携行品)

第6条 要綱第7条第2項の出発地から派遣先までの移動手段は、可能な限り公共交通機関を利用するものとする。

- 2 要綱第7条第2項の看護支援活動に必要な資器材及び生活手段は、災害発生時には災害時の看護支援活動携行品（別表第1）を例とする。

(活動実績報告)

第7条 要綱第9条の報告は、災害支援ナース活動実績報告書（様式第5号）により行うものとする。

(費用負担の範囲)

第8条 要綱第10条第2項の費用の範囲は、費用負担の基準（別表第2）に定める範囲とする。

(保険の範囲)

第9条 要綱第11条第2項の保険の範囲は、保険の補償基準（別表第3）に定める範囲とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、災害支援ナースの派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

災害時の看護支援活動携行品（例）

- 以下の携行品は例であり、活動先・被害状況及び時間的経過により必要物品は異なるため、状況に応じて追加・削除してください。

看護支援活動に必要な資器材は自ら確保することを原則としますが、自ら又は派遣元施設で確保が困難な場合は、貸与可能な物品もあるので、県の調整本部（委託先含む）にご相談ください。

看護支援活動に必要な資器材

- ☐ ビブス（県（委託先含む）が貸与する）
- ☐ 身分証明書（災害支援ナース養成研修の修了を証する書類（写し）やマイナンバーカード等）
- ☐ 血圧計
- ☐ 聴診器
- ☐ ペンライト
- ☐ はさみ
- ☐ 筆記用具
- ☐ 記録用紙
- ☐ バインダー
- ☐ 時計
- ☐ 携帯電話、スマートフォン、電池式充電器
- ☐ ウェストポーチ
- ☐ パルスオキシメーター
- ☐ ヘルメット
- ☐ ホイッスル

その他必要な携行品

- ☐ 健康保険証
- ☐ レインコート
- ☐ 寝袋、サバイバルブランケット
- ☐ 手回し式充電ラジオ付ライト
- ☐ 飲料水・食糧（活動期間中に必要な量）
- ☐ 体温計、マスク、手指消毒剤
- ☐ 歯ブラシ、マウスウォッシュ、ウェットティッシュ
- ☐ カイロ、防寒着、滑らない靴
- ☐ お金（小銭は多めに準備）
- ☐ 着替え（入浴不可、更衣困難が考えられるので、最小限に）

別表第 2（第 8 条関係）

費用負担の基準

1 日当

「福岡県災害救助法施行規則に基づく救助の程度等」（令和 2 年 3 月 31 日福岡県告示第 344 号）に定める額。ただし、国公立病院等の看護職員は日当の対象外。

2 時間外手当

1 に定める日当を基礎とし、「福岡県職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 41 号）第 2 条の職員との均衡を考慮して算定した額以内。

3 旅費（交通費及び宿泊費）

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内。

4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

5 使用料及び賃借料

6 通信運搬費

7 委託費

別表第 3（第 9 条関係）

保険の補償基準

【国内旅行傷害保険】

1 死亡・後遺障害：2 億円

（ただし、天災（地震・噴火・津波）による死亡等の場合は 1 億円）

2 入院日額：1 万 5 千円

3 通院日額：1 万円

4 個人賠償責任：1 億円（医療行為に関する賠償は対象外）

5 携行品損害：1 0 万円（免責金額 3 千円）

【特定感染症危険補償特約】（新型コロナウイルス感染症対応）

1 死亡・後遺障害：5 千万円

2 入院日額：1 万 5 千円

3 通院日額：1 万円